

教育厚生委員会会議録

日時 令和4年10月5日(水) 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午後 2時42分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 流石 恭史
委員 杉山 肇 猪股 尚彦 土橋 亨 杉原 清仁
久保田松幸 望月 勝 佐野 弘仁

説明のため出席した者

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 井上 弘之
感染症対策企画監 植村 武彦 新型コロナウイルス対策監 若月 衛
グリーン・ゾーン推進監 小川 敏幸

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 村松 茂樹
健康長寿推進課長 小澤 理恵 国保援護課長 山下 清子
障害福祉課長 山本 英治 医務課長 菊島 利一
衛生薬務課長 小林 早苗 健康増進課長 宮澤 健一

子育て支援局長 小田切 三男 子育て政策課長 細田 尚子
子ども福祉課長 篠原 孝男

教育長 手島 俊樹 教育監 萩原 章司 理事 藤原 鉄也
次長(総務課長事務取扱) 河野 公紀 教育企画室長 望月 勝一
福利給与課長 田草川 耕 学校施設課長 古屋 ひとみ 義務教育課長 秋山 克也
高校教育課長 高見澤 圭一 特別支援教育・児童生徒支援課長 鷹野 美香
生涯学習課長 成島 仁 保健体育課長 金井 哲也

議題 (付託案件)

- 第179号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会
関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第
3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 承第4号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款
- 請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意

見書採択を求めることについて

- 請願第3-8号 ゆきとどいた教育を求めることについて
- 請願第4-4号 加配定数の振りかえによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて
- 請願第4-6号 すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-2号、請願第3-8号、請願第4-6号については継続審査すべきもの、第4-4号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時14分まで教育委員会関係の審査を行い、途中休憩をはさみ、午後1時から午後2時42分まで感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

- ※第179号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(県立学校給食等物価高騰対応事業費補助金について)

猪股委員 課別説明書の教5ページ。県立学校給食等物価高騰対応事業費補助金について伺います。

今般、コロナ禍において長引くウクライナとロシアの紛争や円安などにより物価高騰が続いております。学校給食への影響が懸念されますが、今回、所要の補正予算が計上されたことについて伺います。

まず、学校給食は児童生徒に栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することが重要であります。現在の県立学校における給食の実施状況について伺います。

金井保健体育課長 現在、県立学校におきましては、夜間定時制高校と特別支援学校の計14校で学校給食を実施しており、栄養摂取量を確保しながら、食育の推進についても実践しているところであります。

また、特別支援学校の寄宿舎においては、朝、夜の2食について、利用者に寄宿舎給

食を提供しております。

御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の変化に伴う物価高騰により、食材費が急激に値上がりし、各学校においては、献立の内容を調整しながら、学校給食の水準を維持するよう努めてまいりましたが、秋口以降も多くの品目で値上がりが見込まれる状況であります。

猪股委員 次に、本事業は物価高騰による給食費の値上げに伴う保護者等の急激な負担増を軽減するとありますが、保護者の負担を軽減するのであれば、値上げ額の全額を補助すべきだと考えますが、補助率を2分の1とした理由について伺います。

金井保健体育課長 学校給食費におきましては、学校給食における食材費は保護者等が全額負担することとなっております。しかしながら、保護者等の急激な負担増を軽減するため、本年度、国の緊急対策として拡充いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の生活支援に関する事業を活用いたしまして、給食費引上げ額の2分の1を一時的に補助するものであります。

猪股委員 説明いただきましたが、給食費を値上げすることについて、保護者の理解を得ることが重要だと思います。そこで、どのように理解を求めているのかお伺いします。

金井保健体育課長 各学校におきましては、現在の給食費の実施状況をPTA役員へ説明し、給食費の値上げについて合意を得た上で、物価高騰を踏まえて、同様の質や量を保った学校給食を児童生徒に提供するために、給食費の値上げが避けられない状況であることを、PTA役員と連携しながら、保護者に対して丁寧に説明し、御理解をいただくように努めてまいりたいと思います。

猪股委員 まとめに、学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために欠かすことのできない重要なものであり、今般のようなコロナ禍の物価高騰下において、栄養の質、量ともに確保しながら食育の推進にも努め、子供たちが楽しみながら食べられることができるような充実した学校給食の実施をお願いして質問を終わります。

(八ヶ岳少年自然の家プラネタリウム装置更新事業費について)

土橋委員 課別説明書、教の3ページ、八ヶ岳少年自然の家プラネタリウム装置更新事業費のことで、何点か聞きたいと思います。

県立八ヶ岳少年自然の家は、高原の豊かな自然環境の中で、キャンプ体験やハイキング、野外炊事など、日常では味わうことのできない経験や発見を提供する施設として、多くの県民に親しまれてきたと承知しておりますが、今回、プラネタリウムの装置を更新することになった経緯についてお伺いします。

成島生涯学習課長 県立八ヶ岳少年自然の家のプラネタリウムにつきましては、平成5年度に全面的な更新を行って以来、多くの子供たちに利用され、宇宙に対する素朴な疑問や好奇心に応

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
えてまいりました。しかし、更新から28年が経過する中で、機能的な衰えが目立っており、効果的な活用ができないことから、今回、更新に必要な経費を予算計上させていただいたところでございます。

土橋委員 具体的にどのようなプラネタリウム装置に更新するのか教えてください。

成島生涯学習課長 更新予定の装置につきましては、多くのプラネタリウム施設で採用されている方式で、星を投射する球体の機器とドーム全体に映像を投射するプロジェクターを連動させるものになります。更新により投射できる星の数がこれまでの3,000個程度から300万個程度に増えることで、より美しくリアルな星空を再現できるようになります。

さらに、これまでは、地上から星を見上げる形のプログラムとなっておりましたが、宇宙空間から地球を見下ろしたり、銀河系等の広大な宇宙を観察する映像が投影可能となるなど、これまでと異なる視点からよりスケールの大きい学習体験が期待できるものとなっております。

土橋委員 話を聞いていると私たちも1回行ってみたいと思うようなすばらしいものができそうですが、今年度末をもって、県立青少年教育施設の八ヶ岳少年自然の家への集約化は完了して、八ヶ岳少年自然の家は重要な基幹施設となると思いますが、集約化に伴うこれまでの施設整備とあわせて、今後どのようにこの施設を活用していくのか教えてください。

成島生涯学習課長 清里という非常に恵まれた地域資源、また、すばらしい自然環境の中にあります八ヶ岳少年自然の家は、県立青少年教育施設の基幹施設にふさわしい基幹施設であると考えております。集約化に向けましては、快適な施設環境の整備と体験活動のプログラムの充実というハードとソフトの両面におきまして、これまでさまざまな整備を実施してきたところでございます。引き続き、夏場はキャンプやハイキング、野外炊事などの魅力的な体験を提供していくとともに、冬場は、清里という立地を生かした実際の星空観察体験に、今回予算計上させていただきましたプラネタリウムをその事前学習として活用することで、より教育効果の高い特別な体験を提供してまいりたいと考えてございます。

また、これまでの主な利用層であります学校利用や青少年教育団体に加えまして、一般の家族利用等、さらなる利用者の増加を図り、年間を通じて高い稼働率を維持しながら、施設の設置目的を果たせますよう、指定管理者と協力する中で、よりよい運営に今後努めてまいりたいと思っております。

土橋委員 清里というと、私たちの子供のころは夢の国のようにいっぱいいろいろなお土産屋さんや遊ぶところがあって、実は今週の日曜日、農政部の関係でまきば公園のお祭りがあって行くんですが、それだけで終わって、どこかへ寄って帰ろうと思っても、寄って帰るようなところがどんどん減っている。今はお土産さんが1軒も開いていない状態で、観光面でもすごく落ち込んでいると思いますが、そういうところを思い切り宣伝

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
してもらえば、清里の地域の発展にもつながっていくのかなと思います。

本当に県立青少年教育の基幹施設として、子供をはじめ多くの県民に、より一層魅力的な体験活動を提供できるよう体験プログラムの開発や施設の整備に取り組んでいただくことをお願いして質問に代えさせていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第3—8号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

杉山委員 第3—8号、ゆきとどいた教育を求めることについて、意見を述べさせていただきます。

請願事項の各項目に関しましては、県は県立高等学校長期構想などにに基づき、教育環境の整備・充実に順次努めていると承知をしております。

少人数教育の推進につきましては、今年度から小学校2年生にも25学級を導入したところであり、今後の段階的な導入について引き続き検討していくとしております。

また、高校授業料無償化については、平成26年度から就学支援金制度と奨学給付金制度が設けられ、当面は両制度の推移を見守っていく必要があると思います。

以上のことから、継続審査とすることが適切と考えております。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第4—4号 加配定数の振りかえによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見

流石副委員長 採択が妥当だと思います。

理由は、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げることとなりました。

本県では、既に県独自で小学校1年生、2年生に25人学級を導入しているが、貧困、いじめ、不登校などの課題が山積する学校現場において、きめ細やかな指導を継続的に

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
行うためには、教職員定数の改善や中学校においても少人数学級を推進することが必要
であると感じているからであります。

国には少人数学級の推進等に一層の支援を求めるところ、三位一体改革により、義務
教育費国庫負担制度の国庫負担割合が3分の1に引き下げられ、自治体の財政を圧迫し
ているのが現状です。義務教育は国が必要な財源を保障するという一方で、教育の機会
均等と教育水準の維持向上が図られるものであり、財政面での国の責務を明らかにし、
確実に財源を保障することを求めていく必要があることから、この本請願は採択が適当
であると思っております。

討論 なし

採択 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(小学校低学年の25人学級について)

猪股委員 主要課題になっています、小学校1、2年生の25人学級の件ですけれども、県内で
25人以上の場合、振り分けをしなければならない。県下で対象になっている学校は何
校ありますか。

秋山義務教育課長 令和4年度になりますが、小学校1年生では24校、小学校2年生では23校が対
象になっております。

猪股委員 このことで教室を増やさなければならない。それで、教員も増やさなければならない。
このことで、いろんなことを聞いていますが、クラスを増やすことに対して、何らかの
問題があるのか。それから、問題点、教員の拡充。一つは少人数学級にすることは、教
育の充実と、教員の負担軽減にもつながることだと思いますが、子供たちが低学年のと
きにしっかりした教育をすることが大事なことだと思いますけれども、この施策とバラ
ンスがスムーズに行っているのかどうなのか、その辺についていかがですか。

秋山義務教育課長 現在、教室または人材等々については、県の教育委員会でも、年度と児童生徒の数
を把握しながらシミュレーションを行っております。具体的な数値については、順次、
生徒数が変わってきますので、現段階では数値の公表はできませんけれども、ただ、各
市町村にも問いかけをさせていただいて、施設についての状況等々については確認をし
ております。

さらに人材等につきましても、教職員の選考検査の工夫ですとか、本会議の中でもお
答えさせていただきましたが、採用検査、例えばオンラインでの説明会とか、県内だけ

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
でなく、県外等についても募集をするような工夫・改善をしながら人材確保に努めてお
ります。

教室につきましては、現段階のところ、また来年度についても、各学校で教室等につ
いて工夫をしながら確保できているとの報告は受けております。

猪股委員 将来、少子化の問題は避けて通れない。要するに25人まで行かない、25人未満の
地区が結構増えると思います。いつか、子供の数が増えても、また縮小にしたり、そ
の変動はわかりますけれども、山梨県全体を見た中で、25人に満たない学校があるじ
ゃないですか。その辺はどのようにお考えか。25人学級の対象にならない、25人未
満の、一、二年生。自然に25人学級以下になるから、そういう学校は幾つありますか。

秋山義務教育課長 25人学級以下の学級数については把握しておりませんので、また確認させていた
だきたいと思います。

そもそも25人学級導入が及ばない市町村等々に対しても、昨年度からそういった学
校の特色ある、地域の魅力ある学校づくりのために県の方で補助金制度をつくりながら
対応しています。実際に11市町村、今年度、25人に及ばない市町村がありますけれ
ども、今年度におきまして、その呼びかけをしながら、実際、申請が今、8市町村から
上がっておりまして、そういった25人学級に及ばないところについても、きちんと教
育の環境整備と、補助金制度を創設しながら取り組んでいるところでございます。

猪股委員 最後になりますが、将来、子供たちの数が増えるところは増えて、減るところは減っ
ていく。やはり市町村に、しっかり将来の見極めをしていくことはなかなか難しいこと
ですが、いつかのことに予算を組んで、校舎を新しく建てるとか、教室を増やしても
また減る。その辺の解釈を密に取って、計画的にやっていってほしい。そのことは、
子供が少ない中で教育を受けるということは大事なことです。ぜひともこれは大事
なことだと思いますが、先生方も仕事が大変な中で、できるだけ負担軽減はしていけれ
ばなど。それで、根本は子供の教育が主体であって、別の仕事はできるだけ分散してや
れるような形が望ましいと思いますけれども、それについて最後にお答えください。

秋山義務教育課長 議員御指摘のとおり、先を見越しながら、教員の確保、さまざま施設設備等々をシ
ミュレーションしながら、また、市町村教育委員会と連携を取りながら、県の教育委員
会としまして、必要な支援等をしていく必要があると考えております。

子供たちにつきましては、そういった教員の人数確保だけでなく、さまざまな教育
施策等々、義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課等々の中で、学習
面についても支援を毎年度行っておりますので、子供たちが本当に山梨で学んでよかつ
たと思えるような形の支援を今後とも進めてまいりたいと思います。

(小学校の25人学級について)

流石副委員長 私の地域にも、25人には満たないけれども、14人とか15人とか、そういう学校
があります。私が一番懸念しているのは、次の年の4月に配置転換になったときに、今

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
まで7人とか8人とかいる先生が減らされるということは、例えば、増えそうな学校に
教員を異動させるということは考えられるのか聞きたいですが、よろしいでしょうか。

秋山義務教育課長 各学校における教員の定数は、定数法で決まっておりますので、国からきちんとした規模で何人という形は崩すことはありませんので、子供の数、学級数は減らない限り、そういった定数が何かの関係で減らされるということはありません。

流石副委員長 学校は、子供が減りそうです。そうすると、さっきも言われたように、次の4月には、今まで7人いた教員が6人になったり、5人になったりするかもしれない。先生方の悩みは、やはり多い少ないに関係なく行事は1年間ずっとあるそうです。運動会があるときに、雑用が増えて困ると。だから、なかなか家に帰る時間がなくなってしまふ、遅くなってしまふという悩みを聞いたことがあります。

例えば、今後、3年先、4年先が減るだろうということは大体わかりそうなものですから、その辺の先生の適材な配置・人数、それをちゃんとしていただければ、そういった先生方の悩みも、多少和らぐのかなど。減るのではなくて和らぐだろうなと思いますが、その辺の臨機ある対応はどうでしょうか、ちょっとお聞きします。

秋山義務教育課長 適材適所というところにつきましては、全県を視野に入れながら、今年度も年度末に向けて人事を進めてまいりたいと思います。

教職員の人数等につきましては、先ほど申し上げたように定数で決めておりますので、そこについてはその定数どおりという配置になります。

また、学校の行事、校務、中身につきましては、毎年度、各研修会、例えば校長会の管理者研修等々の中で、各校長先生をはじめ、管理主事が各教育委員会を回っておりまして、さまざまなお願いをさせていただいております。そうした中で、学校また教育委員会と協力しながら、どのような形で業務改善ができるか等々について、また今後とも検討してまいりたいと思います。

流石副委員長 やはり学校の先生のなり手が増えていないです。減りつつある。そういった小さいところの悩みから解決してやっていただければ、もう少し先生になってもいいかなという気持ちになるかなど。中学校の先生なんか、特にクラブ活動もあるので帰りが遅い。小学校の先生は先生なりに悩みがあると思いますが、ぜひその辺のところも頭に入れながら考慮していただければと思っております。答弁は要りませんから、どうぞよろしくお願いいたします。

(小学校の25人学級について)

土橋委員 今、人数が少なくなる学校の話が結構出ていますけれども、私が甲府の南側を中心に飛び歩いていると、逆に、山城小学校とか、すぐ隣にある大国小学校、玉諸小学校のあたりは、最近はいつも迷子になっちゃうくらい家がどんどん建っている。そちらのほうで25人学級というのが可能なのでしょうか。その辺のところをお聞かせください。

秋山義務教育課長 現在、甲府市で、25人学級のさまざまな対応をしていただいております。来年度以降、今名前が挙がった学校等についても、甲府市の教育委員会とも確認をしながら進めてまいりたいと思います。

教育委員会としましては、どこの学校でできる、できないということではなくて、県内全ての学校におきまして、各児童の規模に応じて25人学級を進めてまいる形を取らせていただいております。

さらに、今年度もそうですが、25人学級についてはアクティブクラスというものがありまして、市町村教育委員会で選択をしますけれども、人を県で配置しながら、手厚く一つのクラスの中で教員が2人という形の中で25人学級を進めておりますので、各市町村で対応していただいております。

土橋委員

私が覚えている限り、1,000人を越えたという話で、そこで25人のクラスをつくっていくというと、調べていないからわかりませんが、40人のクラスは完全に2つに分けなければならない。そうすると、減るのではなくて、増えていくところは教室を増やさないとならない、それが可能なかどうかということです。それで、県の政策で、25人学級にしてこうだというのは、甲府市がやるだろう、やるのを待っていますということだったら無責任だと思う。やることはやれとっておいて、やらなきゃならんことは甲府市でやってくださいと。金は少しやるよ。でも、この地域で完全に学校をもう一校つくらなければ、25人学級が6年生まで全部というわけにはいかないと思います。どう考えても部屋が足りなくなる。だから、その辺のところを、甲府市がやるでしょうということであれば、無理難題を押しつけただけになってしまうと思います。それが可能ですか、というのをさっき聞いたんですが、全ての学校が平等に、子供たちに対しては平等でなければいけないけど、全部平等に25人学級ができるのかなど。

私の出た小学校は2つありますが、そこは全く少ないから、25人学級を20人学級にしてもいいというくらいどんどん減っているところがあるから、そこは問題ないと思うけど、増えているところをちゃんと同じように25人学級をつくっていけるのかどうか。市町村に任せているのではなく、決めたのは県ですから、可能なかどうかということをお教えください。

秋山義務教育課長 25人学級につきましては、先ほど申したように、用途によって、そのクラスを分けていくという形と、あとは現在も行ってありますが、アクティブクラスという形で、人をつけることによって少人数教育を推進していくという2つの形式がございます。現在におきましても、各市町村等々の判断の中で、25人学級を通常の形で行うのか、アクティブクラスで行うかということをお判断いただいておりますので、今後、例えば来年度以降、25人学級がどこまで進んでいくかということを含めて、各市町村にはその説明をさせていただいて、各市町村で、それに対応していただくということで、アクティブクラス等々の中で、25人学級に対応することは可能だと考えております。

現在、アクティブクラスというのは、例えば、小学校1年生が25学級を取っておりますが、25人学級を超えたところは、通常、例えば2クラスに分けるということができますが、例えば学校の指導体制だとか、教員等の例えば若い先生とベテラン等々のさ

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
まざまな要因の中で、クラスを2つに分けなくても、1つのクラスの中で教員が2人入ることによって少人数教育を推進していこうという制度が、併用して25人学級も取られておりまして、今までのプランと全く継続しながら行っていますが、その形式の中で、少人数教育を推進していく、そういう形式のもの、人を配置しますということでやっているのがアクティブクラスというものになります。

土橋委員

要するに1つのクラスの中に40人います。だけど、ここは教員を2人にして、半分ずつ教えていますよということですか。それが25人クラスというのかどうかというのもちよっと疑問も残るところだと思うし、さっき言ったように、今週か陳情を受けながら私学の勉強会をしましたが、今多いからといって増やしたら、何かあつという間にその子供たちは育て、子供たちがずっと生まれていくわけではないから、今度1クラスが25人にも満たないとかということがあるから、一つのことをやるって物すごく難しいことだと思う。それもサイクルがあつて、20年といえば、本当に変わってしまうと思うけど、やはり子供たちに平等に、芋を洗うようにごそごそいっばいいる中で、先生だけが増えているという学校と、ちゃんと25人でしっかり教えてもらっているところと違うと思うんです。

少人数教育のよさというのは、もう間違いなく、先生たちの多忙化も抑えられるだろうし、子供たちも一つ一つの質問をしたり、いろいろなことがしっかりできることで、すばらしい、完璧になれば最高だと思うけど、甲府の南側の学校がみんなそういった学校だから、すごく気になっているので、よりよい方法をしっかり考えていただいて、子供に格差が出ないようにやってもらいたいと思います。よろしく願います。

(小学校の25人学級について)

杉山委員

今の25人学級のことについてちょっとお聞きしたいですが、そもそもこの25人学級を県が進めておりますけれども、改めてどういった効果があるのかというのをちょっと御説明いただきたいと思います。

秋山義務教育課長 昨年度から1年生、今年度2年生が25人学級という形で進めさせていただいて、今年度改めて、少人数教育推進検討委員会を立ち上げております。その中で、子供たちに対して質問紙調査、例えば先生が自分の話をよく聞いてくれますかと、そういった非認知面の態度的なものの調査と、あとは簡単な基礎的な学力調査をさせていただいています。その比較検討をしながら進めておりますが、現在調査を行った中で、例えば、子供たちからは、先生方に話しやすくなった、相談しやすくなった等々の声を聞いたり、その担任をされている先生方、または学校の校長先生にお聞きしますと、子供たち一人一人に関われる時間が増えた、また教員を調査すると、業務負担が減ったというお声を聞いております。そのところについて、検討委員会の中で今、御報告をさせていただきながら、効果として発表させていただいているところでございます。

杉山委員

先ほど猪股委員の質問の中で、県内でも、そもそも25人に足りないクラスがという話が出ました。私の地元にも、そういった学校もありまして、もう10年来そういう状

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
況が続いているということの中で、大体そういうクラスが、ほかの大きなクラスの子供たちと差異が出てきているのかというのは調べればわかると思うんです。25人学級をやったときに、これだけ子供たちの効果が上がったとかという、そのところがよくわからなくて、逆に少人数の中で6年間生活をして中学に行ったときに、大きな学校に行ったときの中一ギャップだとか、そういったことだって考えられるわけです。

そういったところを総合的に見たときに、先ほどいろんな話が出た中で、いろんなにコストをかけたり、いろんな問題がある中で、さも25人学級がすばらしいということが先行し過ぎて、果たして本当に、効果があるのであればそれは大いに進めていただいて良いですけども、その辺がちょっとわかりづらくて、もう10年以上そういう状況にあるところは幾らでもあると思います。そういうところを実態調査すれば、25人学級が本当にすばらしいというのがすぐにわかると思いますが、その辺はどうでしょうか。

秋山義務教育課長 今、25人学級を、小学校低学年の1、2年生に進めておりますので、実際にその子供たちに対しても調査、教職員に対する聞き取り調査をしております。

この調査につきましては、25人学級を進めて1年目、2年目、まだ1年と半年ということもありますので、今後継続の調査をしていくということを考えております。

さらに、小学校3年生以降の学級規模につきましては、現在、少人数検討委員会でもさまざまな御意見をいただいておりますので、例えば25人学級にするとか、30人学級にするという方向性が今示されているわけではなく、それぞれのお立場の中でそれぞれの考えを伺う中で、検討委員会の中で、例えば25人、30人という学級規模についても、意見を伺う中で、今後検討していくという段階ですので、まだ例えばどこがいいとか何とかがという形のところまでは検討委員会の中では結論づけていないところはございますが、さまざまな学級規模においてのよさについては、情報共有しながら進めているという状況でございます。

杉山委員

調査を進めながら当然やるでしょうけれども、実際にもう10年以上、そういう状態である学校もあるわけで、そういうところが一番わかるわけで、データとしては。そういうことも含めて、本当に県民にわかりやすく、子供たちの未来がかかっている話ですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

もう一点、この25人学級を県が進めるに当たって、既に25人以下のクラスとそうでないクラスという、土橋先生のマンモス校という話がありましたけれども、そういうところが本当に公平でないような状態がありますけれども、県民の平等性というか、子供たちがそういう教育を現在受けているところと、これから受けるということと、まだまだ時間がかかってこれからだという、その辺の不公平感というのは、そういったところはどうかでしょうか。

秋山義務教育課長 少人数教育を推進していくということの前段階としまして、各学校、学級規模にかかわらず、子供一人一人に基礎的な学力、またさまざまな今求められている学力をつけていくということに関しては、学級規模に関係なく進めております。

県教育委員会としまして、例えばそういったICTを含めた、今、求められる資質能

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
力につきましては、施策を立ち上げながら、全ての学校に対してそのような状況を示したり、実際に先進的にモデル校をつくってやっていただいたものを、全ての学校の先生方に共有させていただくような、そういった研修会等も進めておりますので、子供の、例えば学級規模による何かしらの子供の不公平感がないような形で授業を進めていることは、これからも進めていきますし、さらに今後必要なことにつきまして、研修等を含めて学校の先生方に情報提供していきたいと考えております。

杉山委員 25人学級、子供たちに本当にいい効果が出て、未来の山梨を背負っていく、そんな人材が出てくれば本当にいいことだと思いますので、25人学級という、ハードだけではなく、やはり一番の根本は、先生の質にあると思います。だから、当然今も立派な先生で頑張っている先生はいっぱいいますけれども、さらに先生のレベルアップをするということについてはどのように考えていますか。

秋山義務教育課長 今年度5月に国会で通過して、免許更新制が廃止になりました。7月1日から実際にその免許更新制が施行されております。それに基づきまして、文科省からは、例えば新たに必要な資質能力とか研修制度についてのリニューアルと申しますか、全国的に通知等でお示ししておりますので、山梨県におきましても、文科省の通知で示されている新しい求められる資質能力に応じた研修制度等々、またそういった能力が育つような指導改善等について、今年度検討を進めているところでございますので、先生方の資質向上に向けて、今後さらに研修を深めながら進めてまいりたいと考えております。

(子供のマスク着用について)

杉山委員 わかりました。もう一点、別の質問ですが、6月定例会のときにも子供のマスクの話を見せていただきましたけれども、国では、ことし5月にマスク着用に対する考え方を明確化されました。それを受けて、県も協力要請の中で、国の方針と同様の考え方の中で進めていますけれども、特に夏場の熱中症とか、屋外の場面においてマスク着用の必要性がないということを推奨することになってはいますが、その中で、6月、県が協力要請をして、これまでの間、県立学校では屋外での活動の場において、マスクを着用しなくていいという運用をされてきたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

高見澤高校教育課長 6月以降のマスクの取扱いにつきましては、体育の授業や部活動の際には一定の配慮をする中でマスクの着用は必要ないとしており、そのように対応していると承知しております。

今申し上げました一定の配慮と申しますのは、地域の感染状況を踏まえつつ、生徒の間隔を十分に確保することや、密集・密接となる時間を短くすること、また、屋内で活動する場合には、窓を開放するとともに、大型扇風機を活用するなどして換気に留意して活動することです。

なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように通知しております。

杉山委員

学校だけではなく、日本社会全体が全てマスクです。本当にそういう雰囲気の中で、子供が学校の中でマスクを外すというのは、本当に勇気のあることだと思いますし、外せば先生に叱られるのではないとか、現状だと、子供がみずからの意思で外すというのはまず無理だと思います。そういう中で、どうしたらその必要がない場面で子供がマスクを外せるかということを考えたときに、通知ではなくて、もっと具体的に実効性があることをやっていかないと、やはり子供たちのマスクを外すという行動は出てこないと思います。

そういうところで、これが全てではないですが、例えば一つの例としては、先生が率先して外すとか、それだけでは十分ではないと思いますけれども、そういった中で、現実には、ある特別支援学校において先生が、国や県の考え方に沿ってマスクを外したいと学校長に相談したところ、学校長から明確な回答が得られなかったという事例も実際に聞いております。国や県の通知でマスクの着用の考え方が示された中で、まだまだマスクに対する適切な運用がされていないのではないかと考えています。

それで、マスクを着用しなくていいという場面ではマスクを外すという、当たり前のことを、改めて学校にしっかりと周知を進めることが必要だと思いますが、その点についていかがでしょうか。

高見澤高校教育課長 これまで県では、マスクの着用について適切に運用されるよう指導してきたところでもあります。しかし一方で、委員御指摘のとおり、マスクが不要と思われる場面において、学校において慎重な取扱いがされている場面もあることから、県としましては、学校長をはじめ、教職員に対し、学校全体でマスクの適切な着用が図られますよう、これからさまざまな機会を通して徹底を図ってまいりたいと思います。

杉山委員

この指針は、恐らく熱中症だとか、マスクをすることによる健康被害が主としてあるのだらうと思いますが、一方で、この3年間、今の小学校3年生は入学のときからコロナで、もう3年間マスクです。友達の顔もわからないし、友達の表情もわからない。そういった中で、ある学校だと3年間声出して校歌を歌っていないということも聞いています。

そういった状況の中で、学校生活を過ごす子供たちにとって、このマスク着用の生活というのは本当に、健康面ということが言われていますが、精神的な被害といいますか、子供たちが今後そういった経験をするにどれだけの影響があるのか、私はとても心配しています。

そういったことも含めて、健康面については福祉保健部だと思いますけれども、やはり教育委員会としては、子供たちの視点に立って、マスクがどれだけの影響があるのか。そもそも一つ聞きたいんですが、学校でマスクをすることの目的とか、理由は何でしょうか。

高見澤高校教育課長 これまでマスク着用を進めてきていますのは、当初感染のリスク、飛沫感染となったわけですが、最近ではエアロゾル感染などもありまして、学校はさまざまな背景を持った多くの児童生徒、それから教職員がいる中で、本来、原則として現在外さなくて

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
いいという場面がある中にもかかわらず、そういったさまざまな背景を考えると、どうしても慎重になっている場面、これは否めないと感じております。

杉山委員 私も全て外せとは当然思わないですけれども、例えば一つの理由として、子供たちが学校で感染して、そのウイルスを家庭に持ち帰って、家庭の高齢者が感染するという話も理由としては挙がっていることは承知していますが、恐らく経験則でいいますと、家庭でマスクはしていません、みんな子供たちも。そういった状況の中で、当然必要でしようけれども、ちょっと過剰ではないのかなという感じはしております、マスクをすることを強制されることによって受ける今後の影響もしっかり教育委員会として、子供たちの立場、視点に立って、このマスクのありようをぜひ考えていただきたいと思えます。それについて一言お願いします。

高見澤高校教育課長 マスクの着脱についてさまざまな影響が考えられますが、子供たちにとって誹謗中傷であったり、精神的に圧迫されたりするようなことが起こらないよう注意しながら、マスクの適切な着用について運用を図ってまいりたいと考えております。

(部活動の外部指導者について)

望月委員 教育長にお聞きしますけれども、山梨県の場合、今、中学校、高校のクラブ活動の指導教員の負担軽減ということで、外部の指導者をお願いするというをやっていますけれども、その指導者が知識を持ったり、実績を持った方がいなくて、いい指導者をお願いすると、経費的に大分かかるということで、各学校でも苦慮しているようですが、その辺の対応をお聞きします。

手島教育長 現在、外部指導者等の派遣につきましては、部活動指導員外部指導者派遣任用事業で、市町村の各中学校に対して指導員の派遣をしたり、また外部指導者の派遣事業という中高を対象にした別の派遣事業等で、県でもその外部指導者の派遣については支援をしているところでございます。

部活動指導員につきましては、指導者資格等、資格を明記して単独で引率ができる資質能力を持った者の登用に努めているところでございますが、各校がその人材確保に苦慮しているという声もあるのは承知しておりますけれども、なかなかその指導者確保というところは一つの課題であると捉えておまして、現在、地域移行に向けまして、その指導者確保をどのようにしていくのかを検討しているところでございます。

望月委員 特に高校だと思えますけれども、先生方が、今まではよく対外試合等においてもマイクバスや学校のバス、車を使っているいろいろな事故もあったようですが、そういった中で、先生方がこのクラブ活動の自体が嫌だという、拒否するような状況が出ていると、高校の中でも非常に困っていると、確かにそう言われれば、先生方もそこまでの責任は取れないという、部活動まで面倒は見られないということが多々出ている状況でございますが、県教委への相談といたしますか、そうした話が来ているところもありますか。

手島教育長 細かい点での相談は、学校担当の指導主事等々に対してあるかもしれませんが、

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
大きな相談事に関して私自身は把握していませんけれども、いずれにしても、今働き方改革ということが言われる中で、部活動の指導が教員の負担になっているところにつきましては、事実であると認識はしております。

中学校につきましては、今後、休日の地域移行に向けまして、来年からの3年間で取り組みを進めてまいりたいと思っておりますけれども、指導を負担に感じる教員の負担軽減をどのように図っていくか、また一方で、指導したいという教員もおりますので、そういったやる気のある教員の指導の道を確保していくとか、さまざまな方面から検討してまいりたいと思っております。

望月委員 高校に、そうした指導者が来てくれるところはいいですが、なかなかいい指導者がなくて、今までの実績が落ちたとか、そういうことが保護者会などで問われるような状況も起きているということも聞いています。そういうこともあって、先ほどの時間外に交通事故を起こしてしまうとか、指導力が足りなくて今までの実績が落ちるとか、そういう状況が出ていると思いますけれども、そういうことに対して、県教委で、この学校がこういう指導者が欲しいとか、良い指導者がローカルの高校ではなかなかなくて、国中へ大体良い指導者が集まってしまいます。そういう中で、学校が県教委と相談して、できれば、こういう運動部の指導者を頼みたいという話があれば、また相談に乗ってもらえるような状況はありますか。

手島教育長 まさにそこが中学校の地域移行に向けましても大きな課題であると考えておりまして、学校のニーズと人材とのマッチングを図る人材バンク等の構築も必要だろうと思っております。その点につきましても、急な改善は難しいわけですが、令和8年の地域移行に向けまして、順次そうした人材バンク等の構築について準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

望月委員 私も身延高校の100周年を迎えた同窓会長やっついて、この間、校長先生と教頭先生から、今質問したような状況も聞かされて、100年たったけど、同窓生の皆さんや保護者から、身延高校は現在まで何をやっていたのかと言われてる人もいるということで、非常に苦慮しているようですが、ぜひまた対応していただきますようお願いいたします。

手島教育長 県としましては、地域間格差が生じないように、全県に対しまして適切な指導員が派遣できるような体制づくりにつきまして検討を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(25人学級についての答弁の訂正)

秋山義務教育課長 義務教育課です。先ほど25人学級の今年度の導入校数ですが、私が申し上げたのが4月1日現在で、実は5月1日の確定版で数値が変わっておりましたので、修正をさせていただきます。

先ほど1年生が24校と申し上げましたが、5月1日確定版が23校になりました。

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
2年生は、先ほど23校と述べましたが、5月1日確定版で22校となりました。おわ
びして修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

主な質疑等 感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係

※第179号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のも
の、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為
の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(新型コロナウイルス検査体制事業費について)

杉山委員 それでは、感の3ページをお願いいたします。新型コロナウイルス検査体制事業費で
すけれども、新型コロナウイルス感染者が8月に1,600人を超えるというピークを
迎えて、現在200人程度で推移をしていますけれども、まだまだ下げ切らない状況が
続いております。そういった中で、県は早期発見、早期治療ということで検査体制を進
めており、県民の関心も高いです、今回、検査事業費の強化体制のところでは補正を組ま
れたわけですが、具体的にどういった事業なのかお聞きしたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 新型コロナウイルス検査事業費の事業内容は2つございます。一つは、
感染が疑われる方が医療機関で検査を受けた際の検査費用を公費で負担をするものでご
ざいます。もう一つは、無症状の濃厚接触者や、接触者に対する検査の医療機関等への
委託でございます。

杉山委員 今回補正ですが、当初予算としての実績はどのようになっているかお願いします。

若月新型コロナウイルス対策監 実績でございます。検査費用の公費負担の関係ですが、当初予算のと
きは、年間約9万件を想定したところでございます。しかしながら、4月から8月まで
の実績で9万6,000件と非常に想定を大きく上回っている状況でございます。

また、濃厚接触者等の検査の委託につきましても、年間2万件の検査を想定しており
ましたが、8月までで1万7,000件と、こちらも想定を上回っている状況ござい
ます。9月の補正予算では、8月の感染者数が第6波のころの約6倍程度であるという
ことで、今後の見込みを再積算して計上させていただいたところでございます。

杉山委員 想定を大きく上回ったということでございます。そういう中で、新聞報道でもありま
したが、検査キットが不足しているとか、ピークのときは発熱外来に多くの人が殺到し
たことも承知していますが、そういった医療機関が逼迫したときに、県としてはどのよ

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
うな対応をされたのかお聞きしたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 まず検査キットの不足につきましては、委員がおっしゃるとおり、報道等でも不足をしていることもございました。キットの不足につきましては、感染者数が爆発的に増加をしました7月21日に、県が備蓄をしております検査キット8,000回分を県の医師会を通じまして、緊急的に放出をしたところでございます。その後につきましても、8月5日に約3万回分の検査キットを配付いたしました。

また、発熱外来の逼迫に対しましては、7月21日に、いわゆるみなし陽性という言い方をしていますが、同居家族で濃厚接触者である場合には、検査を実施せずに確定診断をしてしまうという取扱いの運用を開始したところでございます。

こうした取扱いで、発熱外来の検査を実施する時間であるとか負担を若干でも軽減できただろうと考えているところでございます。

杉山委員

いずれにしても、本当に想定外なことが続いて、県の対応も大変だったと思いますが、県の基本方針としては、いかなる感染拡大に直面しても、必要な方に必要な医療を提供できる体制を堅持し、県民の皆様の命を守り抜くということを明記しております。

本当にこういったことは、そのときの対応というよりは、今後、また第8波が予想もされている中で、いかに備えておくかということが大事だと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

若月新型コロナウイルス対策監 県の検査体制の強化についても力を入れて取り組んでいるところでございます。6月議会で御承認をいただきました新型コロナウイルス感染症医療機関設備整備事業で、コロナ感染症の検査の実施機関に対しまして、PCR検査機器であるとか、抗原定量検査機器の導入を支援しているところでございます。13施設に16台の検査機器を整備する予定でございまして、これによりまして、1日当たりの検査件数は約8,000件まで増える状況でございます。

また、先週開設いたしました健康フォローアップセンターでは、軽症の方で、かつ希望者の方に検査キットを配付いたしまして、セルフ検査、自己検査をしていただいた結果で陽性の登録ができるという新たな仕組みを設けております。患者数が急増した場合でも、対応が可能な体制と考えております。

いずれにいたしましても、第8波が来るかもしれません。引き続き、医療機関と連携をしながら、検査体制の強化に努めていきたいと考えております。

(電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル推進事業費補助金について)

佐野委員

それでは、第3款民生費第1項社会福祉費、福の9ページの身体障害者総合援護費についてお聞きしたいと思います。

今議会でも御議論されましたが、電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル推進事業費補助金として、重度心身障害者の窓口について、受給者の窓口負担を軽減するというこのシステムの事業費でありますけれども、いま一度ちょっと詳細な内容を教えていただきたいと思います。

山本障害福祉課長 御質問いただきました福9ページの電子版かかりつけ手帳電子決済モデル推進事業費補助金につきましては、今まで窓口無料化という事業やっておりましたが、国のペナルティーもありまして、それに替わる新しい事業ということで、昨年度からモデル事業という形でやっております。

イメージ的には、実質、窓口で利用者が現金を払わずに、このシステムを携帯電話にダウンロードすることによりまして、窓口で無料化になります。その後、カード払いと同じような形で、利用者の口座に入ると同時に、医療費がそこに入りまして、同時に医療機関に支払われるという形で、これにつきましては、国のペナルティーの条項から外れた形で行われ、利用者たちには、かなり好評な制度で、今はまだ利用者の数は少ないですけども、これから市町村と医療機関等、広報しながら増やしていきたいと思っております。

佐野委員

前の制度に戻せという議論もありますけれども、こうなるとペナルティーで4億5,000万円を支払っていたわけでありますので、新たな制度として、この窓口無料が進むということについては、しっかりと進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(障害者就労支援施設工賃向上推進事業費について)

続いて、障害者就労支援施設工賃向上推進事業費についてお聞きをしたいと思います。マル新の優良事例の表彰とありますけれども、具体的にはどのような内容を目指しているのかお聞きをしたいと思います。

山本障害福祉課長 今回の御質問につきましては、福の9ページに、2番の障害者就労支援施設工賃向上推進事業費ということで、現在、障害者の工賃向上に向けて県では取り組んでいるわけですが、さまざまな作業所でいろいろな事業をやっていただいております。上は3万円、4万円、5万円という方から、下が1万円とか3,000円とか、相当事業所がございます。やはりいろいろな事業所の取り組みを広く紹介する、頑張りを表彰するという形で、この表彰制度を設けて、これに応募していただいて、それを全県下のさまざまな皆さんが見ることによって励みになったり、我々もそういった取り組みをしてもらわないかということにも影響があると思っておりますので、この事業によって、山梨県全体の工賃向上の底上げを進めていきたいと思っております。

佐野委員

確かにさまざまな利用者さんの御家族に聞きますと、まず親御さんが若いうちはよいけれども、だんだん年をとっていくとこの子の将来が非常に心配になると。またさらに、我々が亡くなった後どうしていくのだろうというのは、非常に御心配のお声をいただいております。

このように表彰制度を設けて、そこに目指して、同じような形で進んでいくということをすれば、だんだん工賃も上がっていくかと思っております。非常によい取り組みだと思っておりますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。答弁は要りません。

(障害者支援施設感染対策環境整備事業費補助金について)

望月委員 課別説明書の福の10ページですけれども、障害者支援施設感染対策環境整備事業費で3,750万円と載っているわけですが、この第7波では、障害者支援施設でも多くのクラスターが発生している現状でございます。今後とも感染体制が必要不可欠であると考えますが、そこで、当該事業について何点か質問を行います。

まず、障害者支援施設に対して、これまでどのような感染症対策の取り組み支援を行ってきたのか伺います。

山本障害福祉課長 これまで障害者支援施設につきましては、職員に対する週1回のPCR検査の実施や、体調が悪い職員、利用者に対する早期検査のための抗原検査キットを配付してまいりました。また、衛生物資や感染症対策に要する備品の購入によるかかり増し経費にも助成も行ってきたところでございます。

望月委員 今回の答弁で、職員に対してはPCR検査とか抗原検査キットを支給して、クラスターが出ないようにということで、説明があったわけですが、これまでの感染症対策と異なり、補助対象がWi-Fi環境の整備やウェアラブル端末の導入となっておりますが、そうした通信機器のような状況の中で、ITを使ってある状況、そういうものに対する説明をお願いします。

山本障害福祉課長 今回の事業は、利用者が感染した場合に、感染拡大を防ぎつつ、利用者へのサービス提供体制を堅持するということが目的でございます。

感染者が発生し、ゾーニングにより職員が分散して業務に当たっている状態でも、担当職員と迅速に連絡が取れ、意思疎通が図れるWi-Fi環境の整備の支援を行っていくものでございます。また、感染した利用者との接触を控えながら、体調の変化というものを早く把握できるよう、ウェアラブル端末の導入によって支援を行っていく所存でございます。

望月委員 感染者に対するいち早い体制を取りたいために、AI的な通信機器を使っていくということですが、その中で第7波が落ち着いてきたここにおいて、こうしたものをもう少し早く対応していったらどうかと思ったのですが、その辺の考えをお聞きます。

山本障害福祉課長 障害者支援の施設につきましては、第6波までは、これまで行ってきた感染対策の効果もありまして、クラスターの発生件数は2件にとどまっていたのですが、第7波では、感染拡大が急であり、大きいものでありました。オミクロン株の感染力が非常に強くて、クラスターの件数が大幅に増えてしまったということがあります。

次の第8波に備えて、感染者が出た場合に、クラスターの発生を防止し、利用者様、それから事業所の継続を堅持するという目的のために支援を行ってまいります。

望月委員 今の答弁で、これから第7波から第8波、特に強いオミクロン株の関係が、障害者施設でもクラスター等も出る可能性は十分あります。そうした中で、こうした障害者に対するそうした手厚い指導、また手当への充実感というものを、今後どのようにやっていくのか伺います。

山本障害福祉課長 これまで障害者施設、それから、障害者に対する感染症対策につきまして、さまざまな事業を行っております。今回、提案させていただいたこの事業につきましても、利用者様、また事業所の継続という意味では必ず必要になると。第8波、その先も予測される波にも耐えられるように備えていくということを目指に、これからの障害者の感染対策につきましても、しっかりと促進を図っていきたいと思っています。よろしく願います。

望月委員 こうした施設において職員も非常に感染リスクを背負う重い状況になっていますけれども、そうした中で、障害者の方のサービスをしっかりと共用できるようにひとつお願いしまして、終わります。

(愛宕山こどもの国再整備事業費について)

杉原委員 よろしく願います。それでは、補正予算課別説明書、子の2ページ、愛宕山こどもの国再整備事業について何点か御質問いたします。

こどもの国は、昭和46年の開園以来、親、子、孫へとこれまで3世代にわたり広く親しまれて、こどもの国の遊具での遊びや自然体験活動などを行った幼少期の思い出が多く、多くの県民の胸の中に刻まれていることと思います。私も幼かったころ、愛宕山の公園でおしりの下に敷く布をもらって長い滑り台を滑った楽しい思い出が、今でも心に残っております。

昨年度開園50周年を迎えたことを契機として、現在、老朽化した遊具のリニューアル工事などを進めていると承知しておりますが、その内容について何点か伺います。

まず、改めて再整備の概要をお伺いいたします。

細田子育て政策課長 こどもの国ですが、大きく2つのエリアに分かれておまして、先ほど委員がおっしゃっていた長い滑り台などのある遊具を配置してある西側のエリアと、キャンプ場等がある東側のエリアになります。

まず再整備についてですが、西側のエリアは、遊具を全面リニューアルいたしまして、園地も芝生化をいたします。そして、管理・研修棟を新しく建てまして、工作体験教室などができるような施設を整備してまいります。東側のキャンプ場のあるエリアにつきましては、管理棟や炊事棟を新たに整備しまして、富士山や甲府盆地が眺望できる景観を生かしたフィールドの整備なども行うこととしております。

杉原委員 それでは、新規事業として少年自然の家の解体設計が計上されておりますが、再整備の中でどのように行われるのか伺います。

細田子育て政策課長 少年自然の家につきましては、里山と一体となって傾斜地に建築されておりまして、解体撤去が地盤に与える影響ですとか、敷地内に埋設されている電気設備の配管等の影響、さまざまな課題を考慮して進めていく必要がございます。そのため慎重に検討を重ねまして、今回の補正予算に計上をさせていただきました。解体撤去工事は、設計の成果を踏まえて着手していきたいと考えております。

杉原委員 それでは、最後になりますけれども、多くの子供たちが開園を待ち望んでいることだと思いますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

細田子育て政策課長 現在、自由広場とキャンプ場につきましては、基盤の造成が終わりまして、順次、新たな遊具の設置や芝生の植栽、管理研修棟などの建築工事を進めているところであります。

再整備は来年春にリニューアルオープンできるよう、本年度内の完成を目指して鋭意を進めているところであります。

杉原委員 新たに整備されるこどもの国で育まれる体験が、今後の子供たちの人生を豊かにしていってくださることを切に期待して、質問を終わります。ありがとうございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2—2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

意見

猪股委員 第2—2号、公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて、継続審査の意見を述べます。

地域医療構想の推進は必要であります。地域の実情を考慮して議論を進めていくことが不可欠であります。いまだに継続している新型コロナウイルス感染症への国の対応等を踏まえ、今後の医療供給体制について議論を注視する必要があることから、継続審査とする必要が適当と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第4—6号 すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書の採択を求めることについて

意見

杉原委員 第4—6号、すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書の採択を求めることについて、私は継続審査が適当であるという意見でございます。

理由は、医療、介護、保育、福祉などの現場で働くエッセンシャルワーカーの処遇改善は、以前から課題とされてきたところであります。

これに対し国は、令和4年10月から継続的な賃上げのため医療報酬、介護報酬、公定価格を改定するなど、看護、介護、保育等の現場で働く職員の収入を3%程度引き上げることとなっていると聞いております。

処遇改善については、賃上げのほか、労働環境の向上なども含め、総合的に検討していくものと思います。

よって、10月から行われる賃金に関する措置状況の効果検証など、今後の国の動向や社会情勢等を注視しながら検討を進めていく必要があると考えるため、本請願は継続審査とすることが適当と考えます。

討論

なし

採決

全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(保育園や認定こども園でのおむつの持ち帰りについて)

杉原委員 私は、知り合いからちょっと聞いた声がありますので質問させていただきます。

対象としては、保育園や認定こども園になろうかと思えますけれども、通園、通所しているおむつを着用しているお子さんについての対応でございます。

おむつを着用している子供たちを預かる施設では、その使い終わったおむつを施設で処理するのか、それとも親御様に持ち帰っていただくのか、現状はどうなっているのか、把握されているのかお伺いいたします。

細田子育て政策課長 本年度県で独自に調査をしておりますと、その結果によりますと、約4割が施設で処理、6割は保護者などが持ち帰っているという状況でした。

杉原委員

持ち帰るか持ち帰らないかの判断というのは施設がされていると考えてよろしいでしょうか。

そうしますと、特にことしの夏は感染拡大期にも重なりまして、施設の方の感染症対策もあわせて、個々のお子様のおむつの管理というのも必要になるようで、施設の職員から非常に大変だったという声があったり、また保護者からも、夏になるとどうしても時間がたつと臭いが発生するもので、家に帰る途中に買い物すると、もう車の中がそういう臭いになってしまうとか、いろんな声がありまして、できることならば施設で処理していただきたいなという声が私のところに届いておりました。

保育園などは市町村の所管施設だとは思いますが、統一した仕組みづくりといえますか、サポート体制といえますか、そういったものを県が市町村と連携して、より積極的な意味合いでうまく組み立てられないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

細田子育て政策課長 使用済みのおむつの持ち帰りにつきましては、子供の健康状態の確認のために必要と考えている施設もございます。しかし、委員御指摘の御意見も多々ありますことから、県では、保育の実施主体である市町村や保育所、認定こども園に直接、保護者の負担軽減につながる取り組みを行っていただくよう依頼しているところです。

こうした中、先般、厚生労働省がおむつの持ち帰りについて全国的に実態調査をして、その対応を検討するということになりましたので、国の対応も注視して、我々も県として対応を考えていきたいと思っております。

(新型コロナウイルスの治療薬について)

佐野委員

それでは、何点かちょっとお聞きをしたいと思います。

先ほども教育委員会の所管で、子供たちに対するマスクの影響について議論されてきました。基本的にマスクをしなければならないとか、先ほども御議論ありましたが、検査を多く実施しなければならないという住民の負担とか、大きな財政支出になると思います。

強制されてしまうなどの懸念を払拭するためにも、感染しても適切な治療が素早く行える体制が根本的な対策につながるものではないかと判断できます。

そこで、今般ニュースでも報道がございますが、いわゆるコロナ治療薬ラゲブリオの一般医療薬同様に流通が開始された今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

新型コロナウイルスの飲み薬ラゲブリオ、一般名モルヌピラビルは国内で初めて2021年12月に特例承認され、重症化リスクがある患者の入院や死亡のリスクをおおよそ30%低下させる効果があるとされています。これまでは国で管理をされ政府が分配していて、流通制限がされ、薬局や医療機関は登録制で供給されておりました。

このたび製造会社の日本法人から薬の生産体制が整ったとして、医療用医薬品の薬価基準収載等に係る申請を行って、8月18日に収載に至り、一般流通が開始されました。これにより医療機関や薬局においては、登録作業等の負担が軽減をされて、一般の医薬品と同等に卸会社を通じた流通を始めると発表されたことから、必要な患者に速やかに処方されることが期待されています。

エビデンスとして手元の資料についてちょっと確認をしたいと思いますけれども、報道によれば、ラゲブリオは3月末まで80万人分、6月中旬までに160万人分供給さ

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
れる見込みであったのですが、8月15日現在でも43万5,000人に過ぎない、これは国の話ですけれども、100万人分以上余っているのが現状である。

日本感染学会、日本化学療法学会の2つの学会による提言の中でも、承認済みの抗ウイルス薬の適用拡大を真剣に検討すべきと述べられています。また、全国知事会では、8月23日に公表した現下の、これは第7波のときですけれども、現下の爆発的感染拡大に対応するための緊急声明の中で、新型コロナウイルス感染症の治療薬は、政府として責任を持って確保・供給するように求めています。

まず、そこで質問ですけれども、初めに、このモルヌピラビルが薬価基準収載品の申請がなされ、一般流通の開始となったことで、本県としても、県民の不安を取り除くとともに、待ち望んでいる必要な患者に必要な治療を講ずる措置が行えることから、県民の命と安全安心の担保を優先させることを第一に、第8波を鑑み、県内への流通確保を図る必要があると考えますけれども、当局の御所見をお伺いしたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 商品名になりますけれども、抗ウイルス薬経口の抗ウイルス薬のラゲブリオ、こちら一般流通が今月から開始されております。どれだけ山梨県に流通されるのかということについては、これは発注がどれだけされるかということだと思っております。

一方で、山梨県の医療機関ではラゲブリオというものは、実は、ほかの県に比べるとそれほど活発に使われている状況ではございません。県としては、まずしっかり使っていけるような方向で検討を進めていきたいと考えております。

佐野委員 そういった形がやはり一番よいだろうと思っておりますので、しっかり進めていただきたいと思っております。

それから、もう一つですけれども、次に、全国に先駆けて感染予防から治療と対策まで、これを一貫して行っているしゃいませCDCの所管として、やまなし感染症ポータルサイト、先ほども周知をしていくとありましたけれども、このやまなし感染症ポータルサイト等でも、コロナ対策の治療薬があることに関する周知を行うというのは重要ではないかと思っておりますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 感染症対策センターができて、広報媒体としてポータルサイトを持っているところでございます。こちらで、1つラゲブリオというのが一般流通になったということ、また、こうしたものも県民に広く周知をしていきたいと考えております。

佐野委員 力強い御答弁なので、しっかりと進めていただくことが、第8波にも備えることだと思いますし、先ほどからもPCRを多くやらなければいけないとか、マスクをしなければいけないとありますけれども、アメリカはもう既にマスクせずとも、かかったら治療薬という流れにもなっていますので、日本もそういう方向に向かうことは大事でしょうし、山梨県としてはいち早く、本当の意味でのグリーンゾーンに山梨県がなるという意味でも必要な措置ではないかと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。答弁は結構です。

(看護師等の人材確保について)

次に、看護師等の人材確保についてお伺いをしたいと思います。

看護師等の人材確保の促進に関する法律において、県は看護師等の就業の促進、その他の看護師等の確保を図るための活動を行うとされていると承知しております。議会でも何度かさまざまに議論をされております。富士吉田市立看護専門学校の廃校問題についてですが、山梨県全体の看護師人材確保に大きな影響を及ぼしかねないものと考えています。

富士北麓地域、東部地域での看護師人材確保に欠かすことのできない看護専門学校が廃校となると、これにより地域偏差とか、あるいは県全体の人材不足にも影響を及ぼすのではないかと懸念もされます。医療の地域間格差の発生のおそれもあわせて懸念されるところであります。

患者さんと接する機会も多くて、患者さんと医師、それから、他コメディカルスタッフとの重要な橋渡し役である看護師を養成している、当該看護専門学校の廃校問題については、先ほども述べましたけれども、やはり県民全体の福祉向上とともに、何より富士北麓地域、東部地域の医療人材確保の観点では重要事項であると思います。

そこで質問をします。廃校となれば県全体にも影響を及ぼす懸念が大いにあります。廃校された場合の県全体の影響について、廃校後の看護人材確保の考え得る方策についてお聞かせいただきたいと思います。

菊島医務課長 富士吉田市立看護専門学校の廃校につきまして、看護職員を取り巻く環境が今後大きく変化するという事は事実でございます。そのため、今後、少子化とか、そういったことも踏まえまして、県では、県の医師会や看護協会、民間病院協会、また看護養成学校等の関係者を運営委員といたしまして、看護職員確保対策検討会を開催いたしまして、今後の対応を検討していく予定でございます。

さらには、先月から、現状の実態を調査するための実態調査を開始いたしまして、その調査結果を踏まえて、この検討会で審議を図って、検討していきたいと考えております。

佐野委員 先ほど述べましたけれども、人材確保の促進に関する法律といっても、やはり本来の実施主体は富士吉田市ですので、そこが本当はしっかりやるのであろうと思いますが、県としてもこれは後支えをするべきだとも思います。

当該看護学校の卒業後の動態を私も確認しましたところ、富士吉田市立病院の看護師270名中、実に140名が富士吉田市立看護専門学校の卒業生で占められております。地域に必要な学校であると予測ができます。

そこで質問します。私的にも必要だと考えていますけれども、この学校は、当該看護専門学校存続等の必要性について県としてのお考え、今後の存続に向けての県としての御所見についてお伺いしたいと思います。

菊島医務課長 富士吉田市立専門学校の存廃につきましては、設置主体であります市の判断を尊重す

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
べきということ、県としては、県全体の看護職員の育成・確保を図っていくことを使命
とするということで、2月の議会で知事の答弁がありました。それを踏まえまして、県
では、先ほど御説明させていただいたとおり、現在行っております県看護職員等確保検
討委員会というところで、今後の対応について検討している状況でございます。

佐野委員 ありがとうございます。今進められているこの方向性でぜひしっかり進めていただき
たいと思います。

いずれにしても、今後も地元で学んで地域医療に尽くしたいと考える地元入学希
望者への対応はやはり必要だと思えます。県としても、下支えしていただけるというこ
とで、先ほども御答弁がございましたが、ぜひお願いをいたしまして、これ要望を付し
て質問を終わります。答弁は求めません。

(ワクチン追加接種促進事業費について)

流石委員 補正予算の中にワクチン追加接種促進事業費が約2億4,249万2,000円計上
されておりますが、この追加接種ですけれども、きょうの山日新聞でも、幼児はたつた
の2割しかまだ受けていないという記事がありました。この記事をもとに、やはり追加
接種は、いつか切らなければいけないだろうとは思いますが、その辺の考え方について
答弁をよろしく願いいたします。

若月新型コロナウイルス対策監 ワクチン接種がいつで終わるのかという話だと思います。もともと1
月前までは、いわゆる予防接種法に位置づけられた予防接種は、この9月までだとい
うことでありましたが、今年度、令和5年3月31日まで延びたところでございます。法
令に基づくものでございますので、それに基づいて対応してまいりたいと考えておりま
す。

流石委員 私も3回打っていますが、4回目はもういいという感覚でいるんです。本来、風邪の
ワクチンが3,000円から4,000円、自費負担です。国の支援とはいえ、国の政
策と施策とはいえもったいないなと。いつかはワクチンがきっと余らざるを得ないのか
なと思うような気もしてならない。それに、きょうの新聞で幼児は2割しか受けていな
いと。そういう現況を鑑みても、やはりいつかはと思っていますが、そうすると、さっ
き佐野委員が言われたように、飲み薬の、グリーン・ゾーンに適した山梨だからこそ、
全国に先駆けて飲み薬も促進しているという考えも必要ではないかなと思えますが、い
かがでしょうか。

若月新型コロナウイルス対策監 まずワクチンですけれども、新型コロナウイルス感染症が、どうい
うものかというのがわかっているのかということになると、まだまだわからない部分があ
るということではございます。

またこの冬、コロナだけではなくてインフルエンザとの同時流行と言われていたこ
とでございます。実際にことしの夏、南半球オーストラリアではインフルエンザが流行っ
たということもございます。

そうしますと、できるだけ多くの方にワクチンを打っていただいて、まずは重症化をしないということが必要かと思えます。

第7波のときの7月、8月の対応では、やはり医療提供体制が大分逼迫したという、そんな感想を持っております。そのような状況にならないように、医療を受けなければいけない人が受けられることができるように、できるだけ重症化を防いでいただく、そのためにはワクチンを打っていただきたいと考えているところでございます。

また、治療薬についても、先ほど佐野委員の答弁でもさせていただいたように、しっかりと普及を図っていきたいと考えております。県内でも使用が、それほど他県に比べて活発ではない。要はお医者さんたちがあまり使っていないということになりますが、そこを使っただけのような方策を考えていきたい、専門家の先生たちと相談していきたいと考えております。

流石委員

ぜひ全国に先駆けて、知事も先手、先手ですが、こちらのグループも先手、先手でと言われるようになっていただきたい。

きょう一番うれしいのは、小島さんが元気な姿でこうやって見るのが大変うれしい。もう去年、一昨年なんか毎日テレビに出ていて、いつかは病気になるんだろうなと思っている方もいらっしゃると思っていました。もう本当に毎日、一生懸命頑張っている。きょう本当に元気な顔を見せていただいてありがたいなと思います。ぜひグリーンゾーンに匹敵するような先手、先手でしていただければと思っています。答弁は要りませんから、頑張ってくださいなと思います。

(新型コロナウイルスワクチンについて)

猪股委員

コロナウイルス感染症に関してですが、ワクチン接種の対応には大変苦労されたと思います。本当に御苦労さまです。継続していますけど。聞きたいのは、今回また新しい新型コロナウイルスの関係で、オミクロンとかいろいろ出ていますが、これは、あくまでも国からの指示、指導で進んでいるものだと思いますけれども、先ほども出ましたが、新しいものが出れば、今まで対応してきたワクチンが残っていく。これはあくまでも予約制を取ったり、自由接種みたいな形で、直接行ってもできたような形だけ完璧ではない、計画どおりにはいかない、これを把握しろといっても大変難しいです。そうすると、前のワクチンが余っていくはず。足りなければ困るけど余っても困る。この辺の調整がさらに国でも、また県でも大変苦労していると思いますけれども、この余ったワクチンの処理、処分はどうしているのですか、その辺はいかがですか。

若月新型コロナウイルス対策監 余ったワクチンについては廃棄をしているというところでございます。

猪股委員

あくまでも余ったワクチンは処分するのが一番であって、期限とか保管の状態、期限も関係するからなかなか維持はできないけど、世界的に言えば、ワクチンはなかなかなくて打てない国もあるじゃないですか。これを例えばそこへ譲るということも大事ではないかと思いますが、これは、県に言ったからと云々じゃないけど、恐らく国でも何

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
らかの対策をしてもいいと思うし、また日本の場合は、4回目を打つ、また新しい薬も出てきている。ただ、遅れている国は、なかなかそれすらもできない。そうすると、このコロナの感染者で死亡者が増えていくという形で、何らかの形が出てくるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

若月新型コロナウイルス対策監 ワクチンの世界的な流通については、私どもでは把握をしておりません。また、どうすべきであるかということまでお答えを用意していないところでございます。

猪股委員 これは、県に言っても、これはなかなか難しい問題であって、ワクチンの費用というものは、1人当たりどれだけかかるかとか、いろんな対策をやると、それだけで済む問題ではない。運送費もかかるし、保管費もかかるから、これは大変なことだと思うけど、ある程度の把握はしてもいいのではないかなと思います。もし何らかの形で海外へ出せて、また残りのワクチンが有効に使えるような対策ができるのであれば、こういう意見もまた頭の中に入れてもらって、どこかでチャンスがあれば、そういうことに生かしてもらいたいと思います。答弁はいいです。

(子供のマスク着用について)

杉山委員 2点ほど質問させていただきます。

まず第1点は、ある方から相談されたのですが、幼稚園に行かれていますお子さんがいて、そのお子さんが喘息を患っているというケースで、マスクをしたくてもやはりマスクをすると呼吸が苦しかったり、場合によっては呼吸困難というリスクも抱える中で、どうしてもそういう状況の中でマスクはできないということを伝えたところ、マスクをしなくてもいいことの診断書をくださいと言われたそうです。病院では、病気の診断書は出すでしょうけれども、マスクをしなくていいことの証明書というのはなかなか取れないのが現実で、結局そのお子さんはまだ幼稚園に登園できていないということだそうですけれども、こういうことがあってはならないと思いますが、こういった場合、県はどのような対応をされるのでしょうか。

細田子育て政策課長 まず子供のマスクの着用につきましては、国からも通知が出ておりますとおり、2歳未満につきましては着用を推奨しない、また、2歳以上のお子さんにつきましても、個々の発達の状態や体調を考慮する必要があるため、一律には求めないとされております。このことにつきましては、県も通知をしておりますし、個別につくりました感染防止対策のガイドラインの中でも丁寧に説明をしているところですので、先ほど委員がおっしゃったような事例はあってはならないとだと我々も考えているところです。

個別にこの相談がございましたら、こちらとしても適切に対応して、園の指導等を行うつもりでおります。

杉山委員 そういった通知なり、各園にはそういうことは通知しているということですが、やはり今の日本の社会を見ると、マスクに関しては、本当に全てに同調圧力がかって

令和4年9月定例会教育厚生委員会会議録
います。そういったところを見ると、やはり通知1枚だけではなくて、しっかり事の重要性、本当にマスクをすることによって大きなリスクを持つ子供がいるとすれば、そういったことの重大さも考えて、しっかりとした指導なり、通知なりをしていかないと、やはりそういう指導をしています、通知をしていますというだけではなかなか実効性がないと思います。ぜひ改めて、各園、そういった施設に、再度通知なり、いろんな方法があると思いますけれども、そういったことをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

細田子育て政策課長 おっしゃるとおりマスクの着用につきましては、適切にさせていただくことが肝要と考えておりますので、あらゆる機会を通じまして施設には徹底を図ってまいりたいと思っております。

杉山委員 いずれにしても、今、目指すところは多様性を認め合う社会ということですので、本当にその園だけの問題だけではなくて、やはり日本社会が本当にそういった考え方を持てば、こういう問題はそもそも起こらないだろうと思っておりますけれども、そんなことをぜひ、また機会があれば県に、その方に対して相談するようには伝えておきます。

(子供のワクチン接種について)

それともう1点です。子供のワクチンについてちょっとお聞きをしたいと思っております。先ほど、流石委員からお話がありましたが、県の立場としては、子供に対してワクチンを推奨していると、そういった考え方は承知していますが、流石委員は幼児というくくりだと思っておりますが、もう少し年齢を上げて、12歳未満といえますか、小学校を含めた接種率は、どのような状況なのか教えていただきたいと思っております。

若月新型コロナウイルス対策監 子供のワクチンの接種率ということでございます。5歳から11歳の層でワクチン接種率が19.7%となっております。先月の29日現在でございます。

杉山委員 県が推奨している割には、やはり当然低い数値だろうと思っておりますが、躊躇するのは、やはりメリット、デメリットがよくわからないというところだと思います。例えば、子供たちがワクチンを打つことのメリット、あるいはデメリットでどういったものがあるか教えていただきたいと思っております。

若月新型コロナウイルス対策監 子供のワクチン接種につきましては、6月にLINEというものを使いましてアンケートをさせていただきました。そうしたところ、やはり保護者の方は、ワクチンの安全性であるとか、副反応とか、効果、そうした疑問、要因からなかなかワクチンを打っていないという状況でございます。それが接種率の低迷にもつながっているのかなと思います。何かしらの対応を考えているところでございます。

杉山委員 おっしゃるとおり本当にその効果とか、打つことによる副作用といえますか、そういったところの不安があるから多分打たないのではないかと思います。だけど、そこが原

因とすれば、そこを説明しないと進まないと思うんです。

1つ、本当にこのワクチンは、私も本当に素人ですけども、コロナウイルスが流行し出してからのワクチンを使い出してから二、三年です。本当にそのワクチンが将来にわたってどういう影響があるのかというのは誰もわからないと思いますが、子供たちが打って、何十年先にいろんな影響が出てくるということの保証というのは、誰もできないだろうと思いますが、いかがでしょうか。

若月新型コロナウイルス対策監 ワクチンの効果であるとか、副反応であるとか、そうしたものにつきましては、やはりドクターや専門家の意見を聞く必要があると思っております。

一方で、先ほど答弁させていただきましたように、保護者の方に不安というものがやはりあるということでございますので、専門家の意見、考え、そうしたものをしっかりと保護者の方に伝えていく、そうしたことをしていきたいと考えております。

ただ、もちろんワクチン接種というものは強制をするものではございませんので、やはりメリットだけでなく、副反応、いろんなデメリット、そうしたものは伝えていくべきだろうとは考えております。

杉山委員

当然そういった情報をもとに、親御さんとか判断をしてということになるのだと思います。いかに不安を払拭できるかということが、もう説明に尽きると思います。そういう意味では、当然、メリット、デメリットも含めて説明をして、その上で判断してもらおうということになるのだらうと思いますが、先ほど言った、何十年先の影響というのはわからないわけです。例えば、本当にあってはならないことですが、例えば、ワクチンを打ったことによる将来的な影響、後遺症とか、そういったことがあったときに、どういった責任があるのかということについて、その辺はどうでしょうか。その辺も多分親御さんは不安の一つだと思います。その辺はどのような考えを持っているのかを教えてくださいたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 将来的な部分の不安というものもあろうかとは思いますが、そうした点につきましても、専門家から意見等聴取をいたしまして、情報提供をしっかりとしていこうと考えております。

杉山委員

いずれにしても、県は推奨しているわけです。そうであるならば、やはり一緒に説明をしていかないと、当然私たちには、その専門的な知見はわからないですし、例えば、子供たちは、教育委員会を通して、学校を通して各保護者に行くわけですけども、当然学校だってわからないわけです。やはりそういう専門的な知見を持ってこうなんだということを示していただかないと、なかなか難しいものがあるのではないかなと思いますし、先ほどのマスクの話ではないですけども、やっぱり同調圧力でワクチンを打たない人がということになったら、そういう何か怖さも感じます。だから、しっかり有効であれば、有効性とそのデメリットも含めて提示をしてやっていかないと、ただ打ちましようというのは、それは無理です。だから、まずはその説明をしていただかないと、それはなかなか親御さんが判断できないと思います。

そんなことを思いながら、コロナ3年間、いろいろな社会的な問題がわかってきたような気がしますけれども、そうはいつでも、先ほど佐野委員から、アメリカではもうマスクをする人はほとんどいない。コロナに関する関心ももう薄れてきているという、欧米では、そんな状況の中で、日本も当然そういう将来を見据えて、ポストコロナを見据えていかなければならないという状況だと思います。

国も今月でしたか、旅行割が始まるという状況の中で、やはりポストコロナをどうしていくのかという中において、小島統轄官にお聞きしたいのですが、当然その立場からすれば、このコロナの感染症をいかに防ぐかということに、当然主に置くのだと思いますけれども、そういった中で、いかに経済を回していくのかということのバランスを取っていきながらの感染症対策ということも視野に入れないと、やはり経済も回っていかないですし、そういったことを含めて、この先の感染症対策をどのように考えているのか、お願いいたします。

小島感染症対策統轄官 さまざまな御意見ありがとうございます。御質問にお答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、コロナの感染症、現状を見ますと大きなトレンドでは減少傾向にあると私も思っておりますし、全国的にもそんな状況になっております。ただ、コロナに携わる所管の部局といたしましては、まだちょっと安心するような状況ではないなと思っております。現在まで続けてきました緊張感をしっかり持って、まだ対応する必要があると思っております。

ですが、委員御指摘のとおり、一方ではやはり経済も一定程度回していかなければならない。佐野委員がおっしゃいましたように、欧米においては、もうかなり社会生活もコロナ前の状況に戻っていったという状況にもあります。

ここをどのようにやっていくかというところが非常に問題であると思っておりますけれども、ちょっと繰り返しになって申し訳ございませんが、やはり私はワクチンの接種というものを大きく進めていくことによって、感染の拡大がやはり一定程度防ぐことができ、重症化が防げると。これは、国ももちろんそのつもりで対策を打っておりますので、もちろんワクチンそのものには有効性だけではなく、デメリットもおっしゃられるようにありますので、そういったこともしっかり国民の方々、県民の方々にお知らせをしながら、ただ、ワクチンの有効な面というのも御了解をさせていただいて、経済と一緒に回していくにおいては、やはり感染の拡大、重症化というものを防いでいくという手立てを常にしながら、もちろん医療提供体制の拡充・充実も重要ですが、そういったフォローアップ、バックアップの体制をしっかり整えた上で社会を回していくというのが必要だと思っておりますので、我々の部局と、それから、県庁全体、先生方にも御協力を賜りながら、今後、山梨県の経済、流石先生がおっしゃったように、山梨県がトップランナーとして全県のイニシアティブを取っていける施策を打っていければと考えておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県内調査について、10月24日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。
- ・本委員会が8月30日から9月1日にかけて実施した県外調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 乙黒 泰樹